

# 超長期借換保証(スーパーランディング20)

1 保証対象者

当協会の保証対象要件に該当し、下記のすべての要件を満たす中小企業者・小規模事業者

2 資格要件

(1)当協会の保証付融資残高があるもの

(2)返済力が認められるもの

3 保証限度額

個人·法人(組合) 2億円

4 資金使途

既存保証付借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業運転資金

「ココをチェック!!<del>-</del>

既存借入金の借換集約により 資金繰りが安定します。

5保証期間

20年以内(据置期間なし)

1

ココをチェック!!-

最長20年の超長期の保証期間 で借換えすることができます。

## 6 そ の 他

- ※次の要件をすべて満たす場合に限り、金融機関プロパー貸出金の旧債振替が認められます。ただし、保証会社の保証付プロパー貸出金、他行プロパー貸出金の旧債振替は認められません。
- (1)金融機関が継続した期中管理を行い、必要に応じて経営支援を実施すること

金融機関は貸付実行後に必ず保証利用者を訪問のうえ、モニタリングを行い、一年に一度「業況報告書【超長期借換保証(スーパーランディング20)用】(様式M78)を協会に提出すること

(2)真水支援と併せて行うこと

(3)必要に応じて引当担保等により担保を徴求して取り扱うこと

(4)約定返済額の軽減に繋がるものであること

なお、プロパー貸出金の旧債振替を行う場合は、「既存債権充当(約定書第3条)申請書【超長期借換保証(スーパーランディング20)用】」(別紙様式M77)と旧債振替する債権の原契約書(写)を保証申込時に提出してください。

#### 返済力が認められるものの定義

次の計算式により「返済力」を算出し、概ね20倍以内に収まること

【法人】

返済力

一借入金 返済原資 … 現在の金融機関借入金+今回借入金の純増額

… 直近決算期における償却前経常利益

【個人】

返済力 = 借入金 返済原資

… 現在の金融機関借入金+今回借入金の純増額

… 直近決算期における償却前特別控除前所得-生活費<sup>\*\*</sup>

※世帯状況等を加味した実態の生活費で算出してください。

なお、6か月以上の試算表における償却前経常利益を返済原資とする場合等の「みなし返済力」が認められる場合も収支計画等の添付を条件に取扱い可能とします。

「返済力」の確認資料(別添資格要件確認書【超長期借換保証(スーパーランディング20)用】もしくは任意様式)を添付してください。

### 【申込時添付書類の様式】

【資格要件確認書【超長期借換保証(スーパーランディング20)用】】



#### 【旧債振替の申請書の様式】

【「既存債権充当(約定書第3条)申請書 昭長期借換保証(スーパーランディング20)用】 (別紙様式M77)

		書第3条)申請1	
【超長期借換保証(	スーパー	ーランディング20)用】	
受婦易信用保証協会 御中			<b>я</b> д В
MENNE SPECIAL DESIGNATION OF THE SPECIAL DESIGNA		(取扱金融機関名)	
			m
		(申込人)	
			m
下記の理由により、西暦 午		付信用保証依頼者に基づ	く保証に係る貸付
をもって、下記目債に充当したいの		います。	
	32		
1. 债 務 者 住所			
氏名			
2. 贷 付 番 号			
3. 当初貸付年月日			
4. 当初貸付金額			
6. 貸 付 形 式			
7. 阮 存 俊 権 額			
8. 当初の資金使途			
9. 「旧信振替」の要件			
次の【要件】をすべて満たしています。			
当行(当庫)は、申込人に対して蘇続した期中管理を ① 貸付実行後に総統して申込人を訪問(金融機関への 期借機保証(スーパーフンディング20)用】」(様式M7	来訪による側	乾)のうえモニタリングを行い、一年に一	度「東沢報告書【相長
② 今回の高水板 千円 ③ 必要に応じて担保引当等による取組みを協議します			
<ul><li>創設監持軽減効果</li></ul>			
既存借入金	1千円	今回の能	D FF
旧債服替する貸出金の約定返済額(年額) 信機する保証付船費の約定返済額(年額)	千円	今回の融資の約定弁済額(年額)	v TH
小計 A 高水部分の約定距済額(高水額・返済期間) B	手円		
合計 A+B C	手円	約定返済額軽減効果 C-D COであること	E 学問
(備考) 既存債権に保る原契約書(写)を治付して		CODEMOLE	